

## 別紙1（第5条第7項関係）

### 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

#### 1 不当な差別的取扱いについて

##### （1）不当な差別に当たり得る具体例

障がいのみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- ・ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、窓口対応を拒否し又は対応の順序を後回しにすること。
- ・ 資料の送付（事前の送付も含む）、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- ・ 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- ・ 学校への入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- ・ 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

##### （2）不当な差別に当たらない具体例

- ・ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がいのある人である利用者に障がいの状況等を確認すること。
- ・ 障がいのある児童生徒等のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級において、特別の教育課程を編成すること。

#### 2 合理的配慮について

合理的配慮を行うに当たっては、職員一人一人が障がいの特性や基本的な対応について正しく理解しておくことが基本となる。障がい種別に応じた合理的配慮の考え方及びポイント・事例は、職員の対応要領の別表を参照するなどし、理解に努めること。

学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等における合理的配慮は以下の事例にのみ限られるものではなく、事例を踏まえ、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて柔軟に対応しなくてはならない。

##### （1）物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

###### ①主として物理的環境への配慮に関するもの

- ・ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障がいのある人に対し、当該施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内情報を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示器等を用意したりすること。
- ・ 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。また、土足禁止のフロアでは、シートを敷くなどして車椅子が利用できるようにすること。

- ・ 視覚に障がいのある方、車椅子利用者、歩行に困難のある方の移動を妨げないために、廊下や手すり近くに物を置かないこと。
- ・ 疲労を感じやすい障がいのある人から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障がいのある人に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させたり、衝立を設けたりして臨時の休憩スペースを設けること。
- ・ 移動に困難のある児童生徒等のために、送迎用駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所やトイレの近い場所等に変更したりすること。
- ・ 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境に配慮すること。

## ②主として人的支援の配慮に関するもの

- ・ 目的の場所までの案内の際に、障がいのある人の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障がいのある人の希望を聞いたりすること。
- ・ 災害時、避難に困難を生じる障がいのある人に対し、施設の職員が直接安全な場所まで誘導すること。
- ・ 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- ・ 介助等を行う保護者、支援員等の教室への入室、移動支援、待合室での待機を許可すること。

## (2) 意思疎通の配慮の具体例

- ・ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、文字盤の使用、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。また、そのような配慮を行うことを表示すること。
- ・ 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障がいに配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- ・ 知的障がいのある利用者等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等が理解しているかを確認すること。
- ・ 子供である障がいのある人又は知的障がい、発達障がい、言語障がい等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障がいのある人に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報

の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。

- ・ 比喩表現等の理解が困難な障がいのある人に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

### (3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、事務手続の際に、職員や教員、支援員等が必要書類の代筆を行うこと。
- ・ 障がいのある人が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障がいのある人の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- ・ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該障がいのある人に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。
- ・ 学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、本人の希望を聞きながら、黒板に近い席等を確保すること。
- ・ スポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障がいのある人を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障がいのある人の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりすること。
- ・ 検定試験において、本人・保護者の希望、障がいの状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、代筆等を許可すること。
- ・ 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、座席の配置について配慮したりすること。
- ・ 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- ・ 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- ・ 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- ・ 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
- ・ 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器使用を許可すること。
- ・ 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。